

○埼玉県警察組織規程

昭和51年3月9日

警察本部訓令第1号

警察本部長

埼玉県警察組織規程を次のように定める。

埼玉県警察組織規程

埼玉県警察組織規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 県本部（第4条—第16条）

第3章 署（第17条—第27条）

附則

一部改正〔昭和53年第4号、平成7年第5号、12年第10号、15年第8号、24年第4号〕

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第101条の規定に基づき、及び規則を実施するため、埼玉県警察の組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成4年第9号、6年第26号、15年第8号、16年第12号〕

（組織機構及び職に関する特例）

第2条 この訓令に定めるもののほか、埼玉県警察機動隊、埼玉県警察学校その他運用上別段の措置を必要とする組織機構及び職については、別に定めるところによる。

一部改正〔平成8年第8号〕

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 県本部 規則第2条に規定する埼玉県警察本部、規則第79条に規定する埼玉県警察さいたま市警察部（以下「市警察部」という。）、規則第85条に規定する埼玉県警察第一方面

本部、埼玉県警察第二方面本部、埼玉県警察第三方面本部及び埼玉県警察第四方面本部（以下「方面本部」という。）をいう。

- (2) 本部長 埼玉県警察本部長をいう。
- (3) 部長 規則第65条に規定する部長及び規則第81条に規定する部長をいう。
- (4) 課等 規則第3条、第11条、第16条、第21条、第26条、第36条及び第46条に規定する課、室、所及び隊、規則第79条第2項に規定する市警察部総務課（以下「市警察部総務課」という。）、規則第85条に規定する方面本部並びに規則第92条に規定する警察学校をいう。
- (5) 課長等 課等の長をいう。
- (6) 署 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年埼玉県条例第27号）に規定する警察署をいう。
- (7) 署長 署の長をいう。
- (8) 警視（警部、警部補、巡査部長、巡査） 埼玉県警察に勤務する警察官で警視（警部、警部補、巡査部長、巡査）の階級にあるものをいう。
- (9) 一般職員 埼玉県警察に勤務する警察官以外の事務職員、技術職員その他職員をいう。
- (10) 職員 埼玉県警察に勤務する警察官及び一般職員をいう。

一部改正〔昭和62年第2号、63年第7号、平成6年第26号、15年第8号、16年第12号、18年第46号、19年第9号、21年第18号〕

第2章 県本部

（調査官等）

第4条 課等に、調査官、指導官又は専門官（以下「調査官等」という。）を置くことができる。

- 2 調査官等は、警視又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。
- 3 調査官等は、上司の命を受け、課等の所掌事務のうち特定事項に関する企画、調査又は研究若しくは指導に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

追加〔平成15年第8号〕、一部改正〔平成19年第9号〕

（師範）

第5条 課、隊及び学校に、師範を置くことができる。

- 2 師範は、警視若しくは警部又はこれと同等の職にある技術職員をもつてあてる。

3 師範は、上司の命を受け、術技の指導に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

追加〔平成15年第8号〕、一部改正〔平成19年第9号、令和2年第29号〕
(係)

第6条 課等に、係（所にあつては係又は科。次条、第9条及び第15条において同じ。）を置く。

一部改正〔昭和57年第3号、平成15年第8号、24年第4号〕
(課長補佐等)

第7条 課等に、課長補佐（室にあつては室長補佐、所にあつては科長、隊にあつては隊長補佐、市警察部総務課及び方面本部にあつては補佐官、警察学校にあつては校長補佐。以下「課長補佐等」という。）を置く。ただし、必要がない場合は、課長補佐等を置かないことができる。

2 課長補佐等には、警部又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

3 課長補佐等は、上司の命を受け、課等の事務のうち係を単位とする相当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和53年第4号、57年第3号、平成15年第8号、19年第9号、20年第8号、24年第4号〕

(専門員)

第8条 課等に、専門員を置くことができる。

2 専門員には、警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

3 専門員は、上司の命を受け、課等の事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成19年第9号、20年第8号、24年第4号〕
(係の名称等)

第9条 課等に置く係の名称及び課長補佐等（規則第75条から第78条まで、第84条、第90条、第91条、第96条及び第97条並びに第4条及び第5条に規定する課等に置く職を含む。）の担当は、別表第1のとおりとする。

2 課等の係の分掌事務は、課長等が、本部長の承認を得て、これを定める。

追加〔平成15年第8号〕、一部改正〔平成16年第12号、18年第46号、24年第4号〕

(係長、主査及び主任)

第10条 係に、係長、主査及び主任を置く。ただし、必要がない場合は、係長、主査又は主任を置かないことができる。

2 係長及び主査には、警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員を、主任には巡査部長又はこれと同等の職にある一般職員をもつてあてる。

3 主任である一般職員のうち事務職員及び技術職員をもつてあてる職は、別表第2(1)のとおりとする。

4 係長及び主任は、上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、係の分掌事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成4年第9号、5年第5号、19年第9号、24年第4号、28年第11号〕

(巡査長及び係員)

第11条 係に、巡査長及び係員を置く。ただし、必要がない場合は、巡査長又は係員を置かないことができる。

2 巡査長には巡査を、係員には巡査若しくはこれと同等の職にある一般職員をもつてあてる。

3 係員である一般職員のうち事務職員及び技術職員をもつてあてる職は、別表第2(2)のとおりとし、技能職員をもつてあてる職は、別表第2(3)のとおりとする。

4 巡査長は、上司の命を受け、分掌する事務に従事し、勤務をともにする巡査の実務の指導及び勤務の調整をする。

5 係員は、上司の命を受け、分掌する事務に従事する。ただし、係員のうち、副主任は、上司の命を受け、分掌する事務に従事し、勤務をともにする係員（副主任を除く。）の実務の指導をする。

一部改正〔昭和53年第4号、平成8年第8号、19年第9号、24年第4号、28年第11号〕

(専門研究員等)

第12条 科に、専門研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置く。ただし、必要がない場合は、専門研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置かないことができる。

2 専門研究員には警部補と同等の職にある技術職員を、主任研究員には巡査部長と同等の職にある技術職員を、副主任研究員及び研究員には巡査と同等の職にある技術職員をもつてあ
てる。

3 専門研究員及び主任研究員は、上司の命を受け、科の分掌事務に関する高度な鑑定、検
査、研究及び実験を行い、部下の職員を指揮監督する。

4 副主任研究員は、上司の命を受け、科の分掌する事務に関する鑑定、検査、研究及び実験
を行い、勤務をともにする研究員の実務の指導をする。

5 研究員は、上司の命を受け、科の分掌事務に関する鑑定、検査、研究及び実験を行う。

追加〔昭和57年第3号〕、一部改正〔平成8年第8号、15年第8号、19年第9号、24年第4号〕

(教官及び助教)

第13条 警察学校に、教官及び助教を置く。

2 教官には警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員を、助
教には巡査部長又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

3 教官は、上司の命を受け、初任科生、初任補修科生、現任科生、専科生その他の警察学校
において教育訓練中の職員の教育訓練に従事する。

4 助教は、上司の命を受け、教官の職務を助ける。

一部改正〔昭和53年第4号、59年第3号、平成18年第46号、19年第9号、24年第4号〕

(初任科生)

第14条 警察学校に初任科生を置き、新たに警察官として採用された初任教養を受ける巡査を
もつてあてる。

2 初任科生は、教官又は助教の命を受け、警察官として必要な資質の育成、基礎的な警察に
関する学術及び実務の修得並びに体力の練磨に従事する。

一部改正〔昭和53年第4号、平成24年第4号〕

(職員の配置)

第15条 課等の職員の任用、配置又は配置換は、本部長が行う。ただし、課長補佐等の担当の
指定並びに係長（専門研究員を含む。以下この条において同じ。）以下の職にある警察官及
び一般職員の課等内における配置又は配置換は、課長等が行うものとする。

2 課長等は、必要がある場合は、一の担当事務を処理する複数の課長補佐等を配置すること
ができる。

3 課長等は、必要がある場合は、一の係に複数の係長を配置することができる。この場合、第9条の規定にかかわらず配置する係長の数に応じて係を設け、又は当該係の分掌事務の範囲内でそれぞれ担任を定めて事務を行わせることができる。

4 課長等は、必要がある場合は、一の係長に他の係長を兼務させ、又は一の係の主任、巡査長及び係員（主任研究員、副主任研究員及び研究員を含む。以下この項において同じ。）に他の係の主任、巡査長又は係員を兼務させることができる。

一部改正〔昭和53年第4号、57年第3号、平成7年第5号、8年第8号、15年第8号、24年第4号〕

（主管の決定）

第16条 主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、課等内のものについては課長等が、部内のものについては部長が、部（市警察部及び方面本部を含む。）相互間のものについては、本部長が行う。

一部改正〔昭和53年第4号、平成15年第8号、24年第4号〕

第3章 署

（課及び係）

第17条 署に、課及び係を置く。

一部改正〔昭和53年第4号、平成14年第13号、15年第35号、24年第4号、31年第4号〕

（課長及び課長代理）

第18条 署に置く課（以下この章において「課」という。）に、課長及び課長代理を置く。ただし、必要がない場合は、課長又は課長代理を置かないことができる。

2 課長には警視若しくは警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補を、課長代理には警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

4 課長代理は、上司の命を受け、課の事務のうち署に置く係（以下この章において「係」という。）を単位とする担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和53年第4号、平成3年第6号、14年第13号、15年第8号・第35号、19年第9号、21年第5号、24年第4号、令和3年第7号〕

（専門員）

第19条 課に、専門員を置くことができる。

2 専門員については、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「課等」とあるのは「課」と読み替えるものとする。

追加〔平成元年第4号〕、一部改正〔平成15年第8号、24年第4号〕

(課又は係の名称等)

第20条 課及び係の名称並びに課長代理の担当は、別表第3のとおりとする。

2 課及び係の分掌事務は、課等の所掌事務を基準とし、署長が、本部長の承認を得て、これを定める。

追加〔平成15年第35号、24年第4号、31年第4号〕

(係長、主査及び主任)

第21条 係に、係長、主査及び主任を置く。ただし、必要がない場合は、係長、主査又は主任を置かないことができる。

2 係長、主査及び主任については、第10条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成4年第9号、5年第5号、15年第8号、24年第4号〕

(巡査長及び係員)

第22条 係に、巡査長及び係員を置く。ただし、必要がない場合は、巡査長又は係員を置かないことができる。

2 巡査長及び係員については、第11条第2項から第5項までの規定を準用する。

一部改正〔昭和53年第4号、平成15年第8号、24年第4号〕

(交番等)

第23条 署に、交番、駐在所、署所在地及び警備派出所を置く。

2 交番、駐在所及び警備派出所に勤務する職員は、警部以下の警察官とする。

3 署所在地に勤務する職員は、警部補（主査の職にあるものに限る。）以下の職員とする。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成4年第9号、5年第5号、6年第26号、9年第11号〕、全部改正〔平成12年第10号〕、一部改正〔平成14年第40号〕

(臨時交番等)

第24条 署長は、必要があるときは、県本部の主管の課長を経て本部長の承認を受け、臨時に、交番、駐在所又は警備派出所を設置することができる。ただし、設置期間が10日以内のときは、本部長の承認を要しない。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号〕

(検問所及び連絡所)

第25条 署長は、犯罪の予防、捜査及び被疑者の検挙、交通の取締りその他の職務執行のため、必要な場所に検問所を、署又は交番若しくは駐在所と公衆との連絡等の便宜のため、必要な場所に連絡所を設置することができる。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号〕

(職員の配置)

第26条 署の職員の任用、配置又は配置換については、第15条の規定を準用する。この場合において、「課等」とあるのは「署」と、「課長補佐等」とあるのは「課長代理（地域課に置かれる課長代理に限る。）」と、「課長等」とあるのは「署長」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号、15年第8号・第35号、24年第4号〕

(主管の決定)

第27条 主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、署内のものについては署長が、署相互間のものについては本部長が行う。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号〕

附 則

1 この訓令は、昭和51年3月12日から施行する。ただし、警察署の課長に警部補をあてることについての改正前の規則第72条第2項の規定は、この訓令施行後もなお効力を有する。

2 派出所、駐在所の監督区域及び所管区域等に関する訓令（昭和40年埼玉県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

3 この訓令の施行の際、現に改正前の規則に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令施行の日をもつて、それぞれこの訓令の同一職名の職を命ぜられたものとする。

4 所属、所属長および次席の呼称に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条第1号中「室」を「室、所」に、同条第2号中「室長」を「室長、所長」に改める。

題名中「および」を「及び」に改める。

附 則（昭和52年3月18日警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を発せられていない限り、この訓令施行の日をもつて、それぞれこの訓令の同一職名を命ぜられたものとする。

附 則（昭和52年7月1日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月7日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月16日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月1日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月18日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月24日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年8月24日から施行する。

附 則（昭和57年3月17日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月23日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月14日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月19日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月6日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月5日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月4日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月7日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則（昭和63年10月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和63年10月26日から施行する。

附 則（昭和63年11月16日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月17日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則（平成4年3月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月21日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月12日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成5年3月15日から施行する。

附 則（平成6年3月15日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年9月30日から施行する。

附 則（平成6年10月28日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月26日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成7年5月31日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成7年11月29日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月16日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成9年4月21日から施行する。

附 則（平成9年9月9日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成9年9月11日から施行する。

附 則（平成10年3月27日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月3日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成10年9月10日から施行する。

附 則（平成11年2月26日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月7日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成11年9月10日から施行する。

附 則（平成12年3月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月14日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成12年4月14日から施行する。

附 則（平成12年8月29日警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成12年9月13日から施行する。

附 則（平成12年12月22日警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成13年1月4日から施行する。

附 則（平成13年3月27日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月30日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日警察本部訓令第40号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年11月26日警察本部訓令第47号）

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月11日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成15年9月25日から施行する。

附 則（平成16年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月11日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成16年8月16日から施行する。

附 則（平成16年11月24日警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年1月25日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月14日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

附 則（平成18年1月26日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月26日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月9日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。

附 則（平成22年3月12日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月3日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月4日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月7日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月4日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和2年9月15日から施行する。

附 則（令和2年10月22日警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和3年9月7日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和3年9月16日から施行する。

附 則（令和4年3月8日警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年3月18日から施行する。

附 則（令和4年3月29日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

全部改正〔昭和52年第5号、53年第4号〕、一部改正〔昭和54年第5号、55年第4号、56年第7号・第18号、57年第3号、58年第2号、59年第3号、60年第4号、61年第1号、62年第2号、63年第7号・第14号・第18号・第21号、平成元年第4号、2年第10号、3年第6号、4年第9号・第15号・第27号、5年第5号〕、全部改正〔平成6年第7号〕、一部改正〔平成6年第24号・第26号、7年第5号・第12号・第14号・第27号、8年第8号、9年第11号・第16号・第26号、10年第5号・第20号、11年第1号・第7号・第20号、12年第10号・第20号・第32号・第43号・第46号、13年第4号、14年第13号・第31号・第40号、15年第8号・第35号、16年第12号・第32号、17年第10号・第31号・第35号、18年第3号・第12号・第46号、19年第9号・第29号、20年第8号・第22号・第26号、21年第5号・第18号、22年第4号・第27号、23年第6号・第26号、24年第4号・第28号、25年第5号、26年第12号、27年第6号、28年第8号、29年第7号、30年第7号、31年第4号、令和2年第5号・第23号、3年第7号・第23号、4年第12号・第19号、5年第8号、6年第10号〕

※以下別表第1を貼付

別表第2（第10、11条関係）

一部改正〔昭和53年第4号、59年第3号、平成8年第8号、15年第8号、19年第9号、24年第28号、28年第11号〕

以下別表第2を貼付

別表第3（第20条関係）

全部改正〔昭和52年第5号、53年第4号、54年第5号〕、一部改正〔昭和54年第21号、55年第4号〕、全部改正〔昭和56年第7号、57年第3号、58年第2号、59年第3号・第15号〕、一部改正〔昭和60年第4号〕、全部改正〔昭和62年第2号〕、一部改正〔昭和63年第7号、平成元年第4号、2年第10号、3年第6号、4年第9号・第27号〕、全部改正〔平成5年第5号、6年第7号、7年第5号、8年第8号、9年第11号、10年第5号〕、一部改正〔平成10年第20号〕、全部改正〔平成11年第7号、12年第10号・第43号〕、一部改正〔平成13年第4号、14年第13号・第40号・第47号〕、全部改正〔平成15年第8号・第35号、16年第12号〕、一部改正〔平成16年第23号、17年第2号〕、全部改正〔平成17年第10号・第35号〕、一部改正〔平成18年第12号・第46号〕、全部改正〔平成20年第8号〕一部改正〔平成20年第26号、21年第5号・第18号、22年第4号・第27号、23年第6号・第26号、24年第28号、25年第5号、26年第12号、28年第8号、29年第7号、30年第7号、31年第4号、令和2年第5号、3年第7号、4年第12号、5年第8号、6年第10号〕

以下別表第3を貼付

別表第1(第9条関係)

課等に置く係の名称及び課長補佐等の担当

課名	次席・主席調査官等	課長補佐等の担当	係の名称
総務課	総括調査官 次席		庶務係
	主席調査官		秘書係
		企画	企画係
	主席調査官		涉外係
公安委員会室	公安委員会室長	公安委員会	公安委員会係
取調べ監督室	取調べ監督室長	指導	指導係
文書課	次席		庶務係
		文書管理第一	文書管理第一係
		文書管理第二	文書管理第二係
		情報公開	情報公開係
	法制	法制	法制係
広報課	次席		庶務係
		広報	広報係
	主席調査官	報道	報道係
けいさつ総合相談センター	けいさつ総合相談センター一所長	企画・指導・相談	企画・指導係 相談係
音楽隊	音楽隊長	音楽隊	音楽隊係
情報管理課	次席		庶務係
	主席調査官	企画	企画係
		高度情報化	高度情報化係
		システム化支援	システム化支援係
	主席調査官	開発	開発第一係 開発第二係
		運用	運用第一係 運用第二係
情報セキュリティ対策室	情報セキュリティ対策室長	情報セキュリティ 指導	情報セキュリティ係 指導係
照会センター	照会センター所長		管理・指導係 照会第一係 照会第二係 照会第三係

留置管理課	指導官	次席		庶務係
			企画	企画係
			指導・支援	指導係 指導支援係
			護送	護送第一係 護送第二係 護送第三係 護送第四係
		留置センター所長	留置管理第一	留置管理第一係
			留置管理第二	留置管理第二係
			留置管理第三	留置管理第三係
			留置管理第四	留置管理第四係
会計課	主席調査官	次席		庶務係
			企画・指導支援	企画係 指導支援係
			出納	出納係
			予算	予算係
			調度	調度係
		監査室長	監査第一	監査第一係
			監査第二	監査第二係
			監査第三	監査第三係
施設課	主席調査官	次席		庶務係
			企画第一	企画第一係
			企画第二	企画第二係
			管財	管財係
			安全施設	安全施設係
		調査官	営繕	営繕係
			設備	設備係
装備課	被服・機動装備	次席		庶務係
			被服	被服係
			機動装備	機動装備係
		装備技術センター所長	車両	車両係
			管理	管理係
警務課	総括調査官		技術・整備	技術・整備係
		次席		庶務係
				通信係
			人材戦略企画	人材戦略企画係
		主席調査官	人事第一	人事第一係
			人事第二	人事第二係
		主席調査官	給与	給与係
採用センター	採用センター所長	採用第一	採用第一	採用第一係
		採用第二	採用第二	採用第二係
			企画・指導・給付	企画・指導係 犯罪被害給付係
			被害者相談・支援運用	被害者相談・支援運用係
			企画第一	企画第一係
企画調整室	企画調整室長	企画第二	企画第二	企画第二係
		企画第三	企画第三	企画第三係
		D X企画	D X企画	D X企画係
		D X推進	D X推進	D X推進係

監 察 官 室	主 席 調 査 官	次 席		庶 務 係
		監 察 企 画	監 察 企 画 係	
		監 察	監 察 係	
		表 彰	表 彰 係	
		県 民 の 声	県 民 の 声 係	
		訟 務	訟 務 係	
教 養 課	次 席		庶 務 係	
			初 任 教 養 係	
			機 関 誌 係	
	指 導 官	術 科 企 画 ・ 指 導 第 一	術 科 企 画 係	
		術 科 指 導 第 一	術 科 指 導 第 一 係	
現 任 教 養 推 進 室	現 任 教 養 推 進 室 長	術 科 指 導 第 二	術 科 指 導 第 二 係	
		教 養 企 画	教 養 企 画 係	
		学 校 教 養	学 校 教 養 係	
厚 生 課	次 席		庶 務 係	
			出 納 係	
		厚 生 ・ 福 利	厚 生 係	
	主 席 調 査 官	住 宅	福 利 係	
		共 济	住 宅 係	
	主 席 調 査 官		共 济 第 一 係	
			共 济 第 二 係	
			共 济 施 設 係	
健 康 管 理 指 導 室	健 康 管 理 指 導 室 長	健 康 管 理 ・ 生 活 相 談	健 康 管 理 係	
			生 活 相 談 係	
		健 康 指 導	健 康 指 導 第 一 係	
			健 康 指 導 第 二 係	
生 活 安 全 総 務 課	次 席		庶 務 係	
		企 画	企 画 係	
生 活 安 全 指 導 室	生 活 安 全 指 導 室 長	指 導	指 導 第 一 係	
			指 導 第 二 係	
地 域 安 全 対 策 推 進 室	地 域 安 全 対 策 推 進 室 長	地 域 安 全 対 策	地 域 安 全 対 策 第 一 係	
			地 域 安 全 対 策 第 二 係	
			防 犯 指 導 係	
		特 殊 詐 欺 対 策	特 殊 詐 欺 対 策 係	
			特 殊 詐 欺 分 析 係	
		情 報 分 析 ・ 発 信	情 報 分 析 係	
			情 報 発 信 係	
		犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 一	犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 一 係	
		犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 二	犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 二 係	
			子 供 女 性 安 全 対 策 係	

人 身 安 全 対 策 課	次 席		庶 務 係	
		企 画	企 画 係	
人 身 安 全 対 策 室	人 身 安 全 対 策 室 長	人 身 安 全 管 理	人 身 安 全 管 理 係	
		ス ト 一 カ 一 対 策	ス ト 一 カ 一 対 策 係	
		D V ・ 虐 待 対 策	D V ・ 虐 待 対 策 係	
	調 査 官	人 身 安 全 捜 查	人 身 安 全 捜 查 係	
		行 方 不 明	行 方 不 明 管 理 係	
		人 身 安 全 対 策 第 一	人 身 安 全 対 策 第 一 係	
		人 身 安 全 対 策 第 二	人 身 安 全 対 策 第 二 係	
		人 身 安 全 対 策 第 三	人 身 安 全 対 策 第 三 係	
	少 年 課	次 席		庶 務 係
指 導 官		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係	
		少 年 捜 查	少 年 捜 查 係	
		福 祉 犯	福 祉 犯 係	
少 年 サ ポ ー ト 一 セ ン タ ー	少 年 サ ポ ー ト 一 所 長	補 導 育 成 ・ 非 行 防 止 指 導	補 導 育 成 係	
			非 行 防 止 指 導 係	
		少 年 相 談	少 年 相 談 係	
保 安 課	次 席		庶 務 係	
	風 俗 営 業	企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係	
		保 安 行 政	保 安 行 政 係	
		防 犯 営 業	風 俗 営 業 第 一 係	
			風 俗 営 業 第 二 係	
		調 査 官	歓 樂 街 対 策 ・ 査 察	防 犯 営 業 第 一 係
	特 搜		防 犯 営 業 第 二 係	
	生 活 経 済 課	次 席		庶 務 係
		調 査 官	指 導 ・ 情 報 分 析	指 導 係
			經 济 情 報 分 析 係	
生 活 環 境		生 活 経 済 第 一	生 活 経 済 第 一 係	
		生 活 経 済 第 二	生 活 経 済 第 二 係	
			生 活 環 境 第 一 係	
			生 活 環 境 第 二 係	
サ イ バ ー 対 策 課		次 席		庶 務 係
	主 席 調 査 官	企 画 ・ 戰 略 推 進	企 画 ・ 戰 略 推 進 係	
		人 材 育 成 ・ 教 養	人 材 育 成 ・ 教 養 係	
		対 策 ・ 官 民 連 携	対 策 ・ 官 民 連 携 係	
	サ イ バ ー 捜 查 課	次 席		庶 務 係
調 査 官		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係	
		サ イ バ ー 捜 查 第 一	サ イ バ ー 捜 查 第 一 係	
		サ イ バ ー 捜 查 第 二	サ イ バ ー 捜 查 第 二 係	
サイバー特別捜査隊		サ イ バ ー 捜 查 第 三	サ イ バ ー 捜 查 第 三 係	
		サイバー特別捜査	サイバー特別捜査 係	
	初 動 捜 查	初 動 捜 查 係		
		技 術 支 援 係		

地 域 総 務 課		次 席		庶 務 係
			企 画	企 画 係
			指 導 運 用	指 導 運 用 係
地 域 指 導 室	地 域 指 導 室 長		指 導 第 一	指 導 第 一 係
			指 導 第 二	指 導 第 二 係
			指 導 第 三	指 導 第 三 係
通 信 指 令 課		次 席		庶 務 係
			企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
		調 查 官	通 信 指 令 第 一	通 信 指 令 第 一 係
		調 查 官	通 信 指 令 第 二	通 信 指 令 第 二 係
		調 查 官	通 信 指 令 第 三	通 信 指 令 第 三 係
自 動 車 警 ら 隊	副 隊 長			庶 務 係
			総 務 ・ 指 導	総 務 係
				指 導 係
			自 動 車 警 ら 第 一	自 動 車 警 ら 第 一 係
			自 動 車 警 ら 第 二	自 動 車 警 ら 第 二 係
			自 動 車 警 ら 第 三	自 動 車 警 ら 第 三 係
鉄 道 警 察 隊	副 隊 長			庶 務 係
			企 画 ・ 鉄 道 警 察 ・ 特 務	企 画 係
				鉄 道 警 察 第 一 係
				鉄 道 警 察 第 二 係
				特 務 係
刑 事 総 務 課		次 席		庶 務 係
			企 画	企 画 係
			搜 査 共 助	搜 査 共 助 係
刑 事 指 導 室	刑 事 指 導 室 長		指 導 第 一	指 導 第 一 係
			指 導 第 二	指 導 第 二 係
			指 導 第 三	指 導 第 三 係
捜査支援・通訳センター	捜 査 支 援 ・ 通 訳 長		犯 罪 統 計	犯 罪 統 計 係
			通 訳 運 用	通 訳 運 用 係
			シ ス テ ム 運 用	シ ス テ ム 運 用 係
			分 析 ・ 指 導 ・ 捜 査	高 度 分 析 ・ 指 導 係
				分 析 捜 査 係
			画 像 解 析	画 像 解 析 係
			機 動 分 析 第 一	機 動 分 析 第 一 係
			機 動 分 析 第 二	機 動 分 析 第 二 係
			機 動 分 析 第 三	機 動 分 析 第 三 係

搜查第一課	調査官	次席		庶務係
		事件指導	事件指導係	
		性犯罪捜査指導	性犯罪捜査指導係	
		広域強行犯第一	広域強行犯第一係	
		広域強行犯第二	広域強行犯第二係	
		広域強行犯第三	広域強行犯第三係	
	調査官	強行犯第一	強行犯第一係	
		強行犯第二	強行犯第二係	
		強行犯第三	強行犯第三係	
	調査官	強行犯第四	強行犯第四係	
		強行犯第五	強行犯第五係	
		強行犯第六	強行犯第六係 継続強行犯係	
	調査官	特殊犯第一	特殊犯第一係	
		特殊犯第二	特殊犯第二係	
		特殊犯第三	特殊犯第三係	
検視調査室	検視調査室長	検視調査室長	企画・指導	企画・指導係
		調査官	検視・調査第一	検視・調査第一係
		調査官	検視・調査第二	検視・調査第二係
		調査官	検視・調査第三	検視・調査第三係
	調査官	次席		庶務係
			知能調査・情報指導	知能調査係
				知能犯情報指導係
		財務捜査	財務捜査	財務捜査係
検視調査室	調査官	特捜第一	特捜第一係	
		特捜第二	特捜第二係	
		特捜第三	特捜第三係	
		特捜第四	特捜第四係	
	調査官	知能犯事件指導	知能犯事件指導係	
		告訴事件指導	告訴事件指導係	
		企業犯捜査	企業犯捜査	企業犯捜査係
検視調査室	調査官	次席		庶務係
			指導・手口・捜査	広域盜犯指導係
				手口係
				盗品等捜査係
	調査官	組織窃盜犯第一	組織窃盜犯第一係	
		組織窃盜犯第二	組織窃盜犯第二係	
		広域盜犯第一	広域盜犯第一係	
		広域盜犯第二	広域盜犯第二係	
		広域盜犯第三	広域盜犯第三係	
			移動	移動係

鑑識課	次席		庶務係
		企現警場	企画・指導係
		画檢察	現場検証係
		證犬	警察犬係
			機動鑑識第一係
			機動鑑識第二係
	調査官	機動鑑識	機動鑑識第三係
			機動鑑識第四係
			機動鑑識第五係
			機動鑑識第六係
	次席	指紋第一	指紋第一係
		指紋第二	指紋第二係
		足跡	足跡係
		写真	写真係
科学捜査研究所	専門官		庶務係
		材料化學	材料化学科
		乱用薬物	乱用薬物科
		毒性物質	毒性物質科
	専門官	心理	心理科
		文書鑑定	文書鑑定科
		物理	物理科
			現場科学検査科
	法医鑑定室	法医鑑定室長	法医科
			法医科
機動捜査隊	副隊長		庶務係
		広域機動捜査	広域機動捜査係
		刑事特捜	刑事特捜係
		機動捜査第一	機動捜査第一係
			機動捜査第二係
		機動捜査第二	機動捜査第三係
			機動捜査第四係
	次席		庶務係
		企画	企画係
		指導	指導係
		情報分析	情報分析係
		・対策	犯罪収益対策第一係
			犯罪収益対策第二係
組織犯罪対策総務課	調査官	調査	調査係
		情報	情報係
		資料・指定	資料係
			指定係

組織犯罪対策第一課	次席		庶務係
		企画・指導・情報	企画・指導係 情報分析係
	調査官	暴力犯第一	暴力犯第一係
		暴力犯第二	暴力犯第二係
		暴力犯第三	暴力犯第三係
		暴力犯第四	暴力犯第四係
		暴力犯第五	暴力犯第五係
	調査官	暴力犯第六	暴力犯第六係
		暴力犯第七	暴力犯第七係
		薬物銃器対策第一	薬物銃器対策第一係
		薬物銃器対策第二	薬物銃器対策第二係
	暴力団排除対策室	薬物銃器対策第三	薬物銃器対策第三係
		薬物銃器対策第四	薬物銃器対策第四係
		暴力団排除	暴力団排除係
		調査・保護対策	調査係 保護対策係
組織犯罪対策第二課	次席		庶務係
		国際捜査企画・共助	国際捜査企画・共助係
	調査官	実態解明・ 安全対策	国際犯罪組織実態解明係 外国人安全対策係
		国際捜査第一	国際捜査第一係
		国際捜査第二	国際捜査第二係
		国際捜査第三	国際捜査第三係
組織犯罪対策第三課	次席		庶務係
		企画指導・ツール対策	特殊詐欺企画指導係 犯行ツール対策係
	調査官	特殊詐欺捜査第一	特殊詐欺捜査第一係
		特殊詐欺捜査第二	特殊詐欺捜査第二係
		特殊詐欺捜査第三	特殊詐欺捜査第三係
		特殊詐欺捜査第四	特殊詐欺捜査第四係
		現場対策	現場対策係
特殊詐欺連合捜査室	特殊詐欺連合捜査室長	連合捜査第一	連合捜査第一係
		連合捜査第二	連合捜査第二係
交通総務課	次席		庶務係
		企画・涉外	企画係 涉外係
交通指導室	交通指導室長	指導	指導第一係 指導第二係
			事故分析係 交通教育指導係
交通安全対策推進室	交通安全対策推進室長	分析・教育・管理	安全運転管理係
			安全対策第一係
		安全対策	安全対策第二係

交 通 指 導 課	次 席		庶 務 係
		取 締 企 画	取 締 企 画 係
		取 締 指 導	取 締 指 導 係
放置駐車対策センター	放置駐車対策センター所長	駐 車 企 画 ・ 管 理	駐 車 企 画 係
		駐 車 運 用	駐 車 運 用 係
		反 則 通 告 ・ 事 件 处 理	反 則 通 告 第 一 係 反 則 通 告 第 二 係 事 件 处 理 係
交 通 捜 査 課	次 席		庶 務 係
		企 画	企 画 係
		企 画 ・ 事 故 捜 査	事 故 捜 査 指 導 係 事 故 捜 査 支 援 係
	指 導 官	交 通 鑑 識	交 通 鑑 識 係
		図 化	図 化 係
		特 搜 第 一	特 搜 第 一 係
	調 査 官	特 搜 第 二	特 搜 第 二 係
		特 搜 第 三	特 搜 第 三 係
交 通 規 制 課	次 席		庶 務 係
		規 制 企 画	規 制 企 画 係
		規 制 調 查	規 制 調 查 係
	規 制 調 查・実 施・許 可 指 導	規 制 実 施	規 制 実 施 係
		許 可 指 導	許 可 指 導 係
		信 号 機 新 設	信 号 機 新 設 係
	規 制 調 查・実 施・許 可 指 導	安 全 施 設 管 理	安 全 施 設 管 理 係
		道 路 協 議	道 路 協 議 係
		規 制 管 理	規 制 管 理 係
交 通 管 制 センター	交通管制センター所長	管 制 運 用	管 制 運 用 係
		管 制 施 設	管 制 施 設 係
		管 制 保 全	管 制 保 全 係
交 通 機 動 隊	副 隊 長		庶 務 係
		企 画	企 画 係
		企 画 ・ 技 術 指 導	技 術 指 導 係
	事 件 处 理 ・ 速 度 取 締	事 件 处 理	事 件 处 理 係
		自 動 速 度 取 締	自 動 速 度 取 締 係
		交 通 機 動 巡 ら 第 一	交 通 機 動 巡 ら 第 一 係
	交 通 機 動 巡 ら 第 二	交 通 機 動 巡 ら 第 二	交 通 機 動 巡 ら 第 二 係
		交 通 機 動 巡 ら 第 三	交 通 機 動 巡 ら 第 三 係
		交 通 機 動 巡 ら 第 四	交 通 機 動 巡 ら 第 四 係
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	副 隊 長		庶 務 係
		企 画	企 画 係
		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
	事 件 管 理	事 件 管 理	事 件 管 理 係
		関 越 道 第 一	関 越 道 第 一 係
		関 越 道 第 二	關 越 道 第 二 係
	東 北 道	東 北 道	東 北 道 係
		常 磐 道	常 磐 道 係
	圏 央 道	圏 央 道	圏 央 道 係

運転免許課		庶務	庶務係
		免許企画	免許企画係
		教習所	教習所係
		講習第一	講習第一係
		講習第二	講習第二係
		検査第一	検査第一係
		検査第二	検査第二係
		免許登録	免許登録係
		通報処理・作成交付	通報処理係 作成交付係
		国外免許	国外免許係
運転管理課	次席		庶務係
		聴聞	聴聞係
		行政処分	行政処分第一係 行政処分第二係
		登録	登録係
		執行第一	執行第一係
		執行第二	執行第二係
運転免許試験課	次席		庶務係
		適性検査	適性検査第一係 適性検査第二係
		学科試験	学科試験係
		技能試験	技能試験係
公安第一課	次席		庶務係
		企画	企画係
		資料	資料係
		指導・事件	指導係 事件第一係
	調査官	事件第二	事件第二係
		情報第一・第二	情報第一係 情報第二係
		情報第三	情報第三係
		情報第四	情報第四係
	調査官	情報第五・第六	情報第五係 情報第六係
公安第二課	次席		庶務係
		情報第一	情報第一係
		情報第二	情報第二係
		事件	事件係
公安第三課	次席		庶務係
		情報第一	情報第一係
	調査官	情報第二	情報第二係
		情報第三	情報第三係
		事件	事件係

警 備 課	次 席		庶 務 係
		警 備 第 一	警 備 第 一 係
		警 備 第 二	警 備 第 二 係
警 衛 警 護 室	警 衛 警 護 室 長	警 備 第 三	警 備 第 三 係
			總 括 係
		警 衛	警 衛 係
植 樹 祭 対 策 室	植 樹 祭 対 策 室 長	警 護	警 護 係
		警 衛 總 括	警 衛 總 括 係
		警 衛 対 策	警 衛 対 策 係
航 空 隊	航 空 隊 長	交 通 対 策	交 通 対 策 係
		飛 行 特 務	飛 行 特 務 係
		航 空 整 備	航 空 整 備 係
危 機 管 理 課	次 席		庶 務 係
		突 發 対 策	突 發 対 策 係
		災 害 対 策	災 害 対 策 第 一 係 災 害 対 策 第 二 係
外 事 課	次 席		庶 務 係
外 事 対 策 室	外 事 対 策 室 長	外 事 対 策 第 一	外 事 対 策 第 一 係
		外 事 対 策 第 二	外 事 対 策 第 二 係
		外 事 対 策 第 三	外 事 対 策 第 三 係
		外 事 対 策 第 四	外 事 対 策 第 四 係
		外 事 対 策 第 五	外 事 対 策 第 五 係
国際テロリズム対策室	国際テロリズム対策室長	国際テロ対策第一	国際テロ対策第一係
		国際テロ対策第二	国際テロ対策第二係
		国際テロ対策第三	国際テロ対策第三係
機 動 隊	指 導 官	庶 務	庶 務 係
		警 備 · 操 車 · 訓 練	警 備 係 操 車 係 訓 練 係
さいたま市警察部課	主 席 調 査 官		庶 務 係
		企 画	企 画 係
第一方面本部	主 席 調 査 官		庶 務 係
		指 導 · 調 査 第 一	指 導 · 調 査 第 一 係
		指 導 · 調 査 第 二	指 導 · 調 査 第 二 係
第二方面本部			庶 務 係
		指 導 · 調 査	指 導 · 調 査 係
第三方面本部			庶 務 係
		指 導 · 調 査	指 導 · 調 査 係
第四方面本部			庶 務 係
		指 導 · 調 査	指 導 · 調 査 係
警 察 学 校	主 席 調 査 官	庶 務 · 厚 生	庶 務 係 厚 生 係
		会 計	会 計 係
		教 務	教 務 係
		学 生	学 生 係
		術 科 教 養	術 科 教 養 係

別表第2（第10、11条関係）

事務職員・技術職員である一般職員の職（主任）

(1)

区分	職名
事務職員をもつてあてる職	主任、警察主事
技術職員をもつてあてる職	主任、警察技師

事務職員・技術職員である一般職員の職（係員）

(2)

区分	職名
事務職員をもつてあてる職	副主任、警察主事
技術職員をもつてあてる職	副主任、警察技師

技能職員である一般職員の職（係員）

(3)

区分	種別	職名
技能職員をもつてあてる職	一種	主任、警察主事、警察技師
	二種	主任、警察主事、警察技師

臨時の職員の職は、この表に定める職に、臨時を冠したものとする。

別表第3（第20条関係）

警 察 署 に 置 く 課 及 び 係

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称
川 口	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生活安全検査・人身安全※
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 查 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 犯	強 行 犯 係
		盜 犯	盜 犯 第 一 係
			盜 犯 第 二 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 查	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 查 係
			ひ き 逃 げ 捜 查 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
		警 備	警 備 第 二 係
			外 事 第 一 係
			外 事 第 二 係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称
大宮	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課	会計	会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盜犯	強行犯係
			盜犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能犯係 組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係 交通規制係
			交通事件管理係
		交通捜査	交通指導係 事故捜査係 ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
		警備	警備第二係
			警備第三係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称
浦和	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
	生活安全捜査・人身安全※		生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盜犯	強行犯係
			盜犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能犯係
			組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
		警備	警備第二係
			警備第三係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称
草越 加谷	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
	生活安全捜査・人身安全※		生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行犯	強行犯係
		盜犯	盜犯係
		鑑識	鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能犯係 組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
			交通事件管理係
			交通指導係
		交通事故捜査	事故捜査係
	警備課		ひき逃げ捜査係
			警備第一係
			警備第二係
			警備第三係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称
蕨 朝上川所 霞尾越沢谷	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
			警察安全相談係
	生活安全捜査・人身安全※		生活安全・サイバー捜査係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盜犯	強行犯係
			盜犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能犯係
			組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係
			警備第二係
			警備第三係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称
武狭春吉 日南山部川	警務課		警務係
	留置管理課		留置管理係
	会計課		会計係
	生活安全課		生活安全総務係
		生活安全捜査・人身安全※	警察安全相談係
	地域課		地域総務係
		地域第一	地域第一係
		地域第二	地域第二係
		地域第三	地域第三係
			地域捜査係
	刑事課		刑事総務係
		強行・盜犯	強行犯係
			盜犯係
			鑑識係
		知能犯・組織犯罪	知能犯係 組織犯罪対策係
	交通課		交通総務係
			交通規制係
		交通捜査	交通事件管理係
			交通指導係
			事故捜査係
			ひき逃げ捜査係
	警備課		警備第一係 警備第二係

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称
浦和西間入東西岩規	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
		生活安全捜査・人身安全※	警 察 安 全 相 談 係
	地 域 課		生 活 安 全 ・ サイバ 捜査 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 查 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯 係
			盜 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 查 係
			ひ き 逃 げ 捜 查 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係

署	課の名称	課長代理の担当	係の名称	
久 喜	警務課		警務係	
	留置管理課		留置管理係	
	会計課		会計係	
	生活安全課		生活安全総務係	
			警察安全相談係	
			生活安全・サイバー検査係	
	地域課		地域総務係	
			地域第一係	
			地域第二係	
			地域第三係	
			地域検査係	
鴻巣東松山	刑事課		刑事総務係	
			強行・盗犯係	
			鑑識係	
			知能犯係	
	交通課		組織犯罪対策係	
			交通総務係	
			交通規制係	
			交通事件管理係	
			交通指導係	
			事故検査係	
	警備課		ひき逃げ検査係	
			警備第一係	
			警備第二係	
	警務課		警務係	
	留置管理課		留置管理係	
	会計課		会計係	
	生活安全課		生活安全総務係	
			警察安全相談係	
			生活安全・サイバー検査係	
	地域課		地域総務係	
			地域第一係	
			地域第二係	
			地域第三係	
			地域検査係	
	刑事課		刑事総務係	
			強行・盗犯係	
			鑑識係	
			知能犯係	
	交通課		組織犯罪対策係	
			交通総務係	
			交通規制係	
			交通指導係	
	警備課		事故検査係	
			警備第一係	
			警備第二係	

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称	
大宮東	警 務 課		警 務 係	
	会 計 課		会 計 係	
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係	
			警 察 安 全 相 談 係	
			生 活 安 全 ・ サイバーソ 捜査 係	
	地 域 課		地 域 総 務 係	
			地 域 第 一 係	
			地 域 第 二 係	
			地 域 第 三 係	
			地 域 捜 査 係	
新 座	刑 事 課		刑 事 総 務 係	
			強 行 ・ 盗 犯 係	
			鑑 識 係	
			知 能 犯 係	
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係	
			交 通 総 務 係	
			交 通 規 制 係	
			交 通 指 導 係	
	警 備 課		事 故 捜 査 係	
			警 備 係	
新 座	警 務 課		警 務 係	
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係	
	会 計 課		会 計 係	
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係	
			警 察 安 全 相 談 係	
			生 活 安 全 ・ サイバーソ 捜査 係	
	地 域 課		地 域 総 務 係	
			地 域 第 一 係	
			地 域 第 二 係	
			地 域 第 三 係	
			地 域 捜 査 係	
新 座	刑 事 課		刑 事 総 務 係	
			強 行 ・ 盗 犯 係	
			鑑 識 係	
			知 能 犯 係	
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係	
			交 通 総 務 係	
			交 通 規 制 係	
			交 通 指 導 係	
	警 備 課		事 故 捜 査 係	
			警 備 係	

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称	
浦和東宮深谷	警務課		警務係	
	留置管理課		留置管理係	
	会計課		会計係	
	生活安全課		生活安全総務係	
			警察安全相談係	
			生活安全・サイバー捜査係	
	地域課		地域総務係	
			地域第一係	
			地域第二係	
			地域第三係	
			地域捜査係	
	刑事課		刑事総務係	
			強行・盗犯係	
			鑑識係	
			知能・組織犯罪対策係	
	交通課		交通総務係	
			交通規制係	
			交通指導係	
			事故捜査係	
	警備課		警備係	
飯能	警務課		警務係	
	会計課		会計係	
	生活安全課		生活安全総務係	
			警察安全相談係	
			生活安全・サイバー捜査係	
	地域課		地域総務係	
			地域第一係	
			地域第二係	
			地域第三係	
			地域捜査係	
	刑事課		刑事総務係	
			強行・盗犯係	
			鑑識係	
			知能・組織犯罪対策係	
	交通課		交通総務係	
			交通規制係	
			交通指導係	
			事故捜査係	
	警備課		警備係	

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称
秩 父	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバ― 捜査 係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係
本 庄	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバ― 捜査 係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称
加 須	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		留 置 管 理 係
	生 活 安 全 課		会 計 係
			生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
	地 域 課		生 活 安 全 ・ サイバ― 捜査 係
			地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
行 杉 田 戸	刑 事 課		地 域 捜 查 係
			強 行 ・ 盜 犯 係
			鑑 識 係
	交 通 課		知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
	警 備 課		事 故 捜 查 係
			警 備 係
	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		留 置 管 理 係
	生 活 安 全 課		会 計 係
			生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
	地 域 課		生 活 安 全 ・ サイバ― 捜査 係
			地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
	刑 事 課		地 域 捜 查 係
			強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
	交 通 課		知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
	警 備 課		事 故 捜 查 係
			警 備 係

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称
川玉生居手 小兒羽寄幸	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバ 捜査 係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		強 行 ・ 盜 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係
小鹿野	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 係
	地 域 課		地 域 係
	刑 事 課		搜 査 係
			鑑 識 係
	交 通 課		交 通 係
	警 備 課		警 備 係

※ 生活安全総務係及び警察安全相談係の分掌事務のうち、人身の安全に関わる事案は課長代理が担当する。